

坂戸市健康なまちづくり推進条例の制定について

制定理由

本市では、坂戸市健康なまちづくり計画に基づき、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むとともに、本市独自の食に関わる「さかど葉酸プロジェクト」や市民ボランティア等と協働で歯科口腔保健施策を実施するなど、関係機関の協力のもと幅広く健康づくり運動を展開してきたところです。

令和 8 年に市制施行 50 周年を迎えるにあたり、全ての市民が健康に対する更なる知識の習得や関心を高め、自ら積極的に健康づくりに取り組むとともに、行政、教育機関、医療機関、地域団体、事業者等が一体となって、市民の健康づくりを後押しする取組を進めていきたいと考えております。

この取組によって、本市全体に健康づくりムーブメントを起し、市民の幸福感に好影響を与えるとともに、全ての市民に、本市における健康なまちづくりのビジョンを、将来にわたってお示しすることが必要であると考え、下記のとおり「坂戸市健康なまちづくり推進条例」を制定するものです。

1 条例制定の趣旨

市民の健康増進、食育及び歯科口腔保健の推進を市、市民、関係機関、地域団体、事業所等が一体となって進めるための基本方針を定めた条例とします。

2 条例に規定する主な骨子（案）

(1) 目的

全ての市民が自らの健康づくりに取り組むとともに市、市民、関係機関、地域団体、事業所等が一体となって健康づくりに取り組むことで、市民が生涯にわたって幸福で豊かな生活をする事ができる社会を築くことを、本条例の目的として定めるものです。

(2) 用語の定義

本条例において、用語の定義について定めるものです。例として、健康なまちづくり、市民、関係機関、地域団体、事業所等について規定することを検討しています。

(3) 基本理念

健康は生活の豊かさや幸福感に好影響を与えることを全ての市民が認識し、主体的に健康づくりに取り組むことを目指すことや、市、市民、関係機関、地域団体、事業所等が相互に協力して、個人の健康を支える環境づくりを市全体で推進することを目指すことを定めるものです。

(4) 責務

(3)の基本理念にのっとり、市、市民、関係機関、地域団体、事業所等の責務を定めます。一例としては、市の責務として、健康なまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本計画「健康なまちづくり計画」を策定することや、計画の推進に取り組むことを定めるとともに、それぞれの立場での責務を定めるものです。

(5) 計画策定

(4)により策定した、「健康なまちづくり計画」に健康増進計画、食育推進計画及び歯科口腔保健推進計画について定めることを明記するものです。

(6) 計画の推進状況の公表

(4)により策定した、「健康なまちづくり計画」の推進状況について、市民に公表することについて定めるものです。

(7) 情報提供

市が、市民、関係機関、地域団体、事業所等が健康づくりを推進するために、必要な情報提供を行うこと及び市民、関係機関、地域団体、事業所等が取り組む健康づくりに関しての情報提供を求めることができることを定めるものです。

3 条例制定に向けたスケジュール 別紙のとおり

4 条例施行日 令和8年4月1日（予定）